

## 浜松市福祉タクシー運賃助成に関する実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、障がい者の社会参加を促進するため、電動車椅子利用者が福祉タクシーを利用した場合の運賃の助成について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 電動車椅子利用者 補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年厚生労働省告示第528号)別表の1の(5)に定める電動車椅子を利用する者、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に関わる福祉用具の種目(平成11年厚生省告示第93号)に定める電動車椅子を利用する者及び労災保険の労働福祉事業の義肢等の支給(S56.2.6基発第69号)に定める電動車椅子を利用する者をいう。

(2) 福祉タクシー 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号八の一般乗用旅客自動車運送事業を営営するものが運行するタクシーで、車椅子での乗車が可能で、かつ、リフト又はスロープにより乗降ができる構造を有するものをいう。

(3) 事業者 市内で営業をしている福祉タクシー運行事業者であって、浜松市に下記の書類を提出し、乗車運賃軽減について浜松市と契約を締結している事業者をいう。

ア 一般乗車旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定)についての許可証明書類

イ 営業所の登記簿

ウ 運行する車両の車検証の写し

エ 運行する車両を運転する者の第2種運転免許証の写し

オ 運賃についての認可証明書類

### (対象者)

第3条 助成対象者は、市内に住所を有し、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている電動車椅子利用者とする。(以下「対象者」という。)

### (助成額)

第4条 助成額は、福祉タクシーの利用1回につき、1,000円とする。ただし、運賃が、1,000円未満の場合は、その運賃相当額とする。

( 助成回数 )

第 5 条 助成回数は、1 人毎年度 2 0 回を限度とする。

( 助成の申請 )

第 6 条 助成を受けようとする者は、身体障害者手帳を提示して市長に申請しなければならない。

( 運賃軽減申請書の交付 )

第 7 条 市長は、前条の申請があったときは、福祉タクシー運賃軽減申請書( 別記様式。以下「申請書」という。 )を交付する。

( 利用方法 )

第 8 条 福祉タクシーを利用しようとする者は、利用に際し、申請書を事業者に所属する運転手に提出して、運賃の軽減を受けるものとする。

( 申請書の返還 )

第 9 条 申請書の交付を受けた者が助成の要件を欠くに至ったときは、直ちに申請書を市長に返還しなければならない。

( 申請書の譲渡禁止 )

第 1 0 条 申請書の交付を受けた者は、申請書を他人に譲渡してはならない。

( 不正使用の禁止 )

第 1 1 条 市長は、申請書の交付を受けた者が申請書を不正に使用したときは、申請書を返還させ、又は、助成を受けた額の全部若しくは一部を返還させることができる。

( 細則 )

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式（第6条関係）

（表面）

## 福祉タクシー（リフト又はスロープ付き）運賃軽減申請書

No

氏名		乗車年月日	年 月 日
乗車区間	～		
営業時間・距離	30分まで・60分まで・それ以上 km		
1割引後の料金（A）	円（障害者手帳による割引後の金額）		
軽減額（B）	円（本申請書による軽減額）		
差引利用料金（A）-（B）	円 AがBより少なくてもお釣りはできません。		

利用方法は、裏面をご覧ください。

有効期限 年 月 日

(裏面)

(利用者さんへのお願い)

- 1 1回の乗車につき、身体障害者手帳を提示するとともに、この申請書を1枚運転手さんに提出してください。
- 2 料金が1,000円以上の場合、料金から1,000円を差し引いてお支払いください。  
料金が1,000円未満の場合、申請書を1枚運転手さんに渡すだけで結構です。  
この場合、お釣りはありません。
- 3 他人に譲ったり、売却したりすることはできません。
- 4 紛失した場合、再発行はできません。
- 5 乗車できるタクシーと連絡先

営業時間とは、営業所を出てから  
降車するまでをいいます。  
営業距離とは、営業所を出てから  
降車するまでの距離をいいます。

発行 浜松市